

事 務 連 絡  
平成 29 年 10 月 2 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 伊藤 淳  
〔公印省略〕

廃棄物処理法施行令・施行規則改正に伴う水銀使用製品産業廃棄物の取扱い  
及びマニフェストの記載方法について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の活動に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物処理法施行令・施行規則が改正され、平成 29 年 10 月 1 日より  
施行となりました。これにより、水銀使用製品産業廃棄物の処理委託にあつては、  
その旨及び数量を委託契約書に明記し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）  
に記載することが義務付けられました。これに伴い、マニフェストの運用  
方法について、建設六団体副産物対策協議会<sup>(\*)</sup>より周知の依頼がございました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に対し  
て周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

(注) <sup>(\*)</sup> の建設六団体は、(一社) 日本建設業連合会、(一社) 全国建設業協会、(一社) 日  
本道路建設業協会、(一社) 日本建設業経営協会、(一社) 全国中小建設業協会、(一社)  
住宅生産団体連合会。

【担当】 事業部 金丸 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp
--

平成 29 年 9 月 13 日

建設六団体副産物対策協議会  
構成団体各位

建設六団体副産物対策協議会  
建設マニフェスト販売センター

廃棄物処理法施行令・施行規則改正に伴う水銀使用製品産業廃棄物の取扱い  
及びマニフェストの記載方法について（お知らせ）

廃棄物処理法施行令・施行規則が改正され、平成 29 年 10 月 1 日施行されます。これにより、水銀使用製品産業廃棄物(\*)の処理基準・保管基準が定められるとともに、処理委託にあたっては、廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物が含まれている場合には、その旨及びその数量を委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載することが義務付けられました。

以上を受けて、環境省の指導のもと、建設系廃棄物マニフェスト（以下「建設系マニフェスト」）の運用を下記のとおりといたしますので、貴協会におかれましては会員各社へのご周知についてご協力方宜しくお願い申し上げます。

記

1. 平成 29 年 10 月 1 日より、水銀使用製品産業廃棄物を処理委託する場合には、その旨及びその数量を記載した建設系マニフェストを交付することになりますが、現行の建設系マニフェストは今まで通り使用できます。
2. 現行の建設系マニフェストを使用して「水銀使用製品産業廃棄物」を委託処理する場合は別紙「水銀使用製品産業廃棄物の記入のしかた」をご参照ください。
3. 今後、建設系マニフェストの管理型品目欄に「18 水銀使用製品産業廃棄物」を追記したものを販売します。

以 上

別紙の「水銀使用製品産業廃棄物の記入のしかた」は、建設マニフェスト販売窓口で配布し、建設マニフェスト販売センターのホームページにも掲載いたします。

\*「水銀使用製品産業廃棄物」とは、環境省令で定められた、蛍光ランプ、HID ランプ等の水銀使用製品が廃棄物となったもの。

(追加される主な基準)

- ・「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分業許可業者へ委託すること。
- ・委託契約書及びマニフェストに「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを記載すること。
- ・保管場所では他の廃棄物と混合しないよう仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ・廃棄物保管場所の掲示板に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること。
- ・収集運搬時は破砕することのないよう、また、他の物と混合しないように区分すること。
- ・安定型最終処分場への埋立禁止

※詳しくは「水銀廃棄物ガイドライン(平成 29 年 6 月)」

「水銀廃棄物の適正処理について、新たな対策が必要になります(リーフレット)」をご参照下さい。環境省HP <http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

## 建設系マニフェスト

### 「水銀使用製品産業廃棄物」の記入のしかた

建設六団体副産物対策協議会  
建設マニフェスト販売センター

水銀廃棄物の処理について、廃棄物処理法施行令および施行規則が改正され、平成 29 年 10 月 1 日から施行されます。

これにより水銀使用製品産業廃棄物の処理基準・保管基準が定められるとともに、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる廃棄物を処理委託する場合には、その旨及びその数量を委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載することが義務づけられました。

今後、建設系マニフェストの管理型品目欄に「18 水銀使用製品産業廃棄物」を追記したものを販売しますが、**現行の建設系マニフェストは今まで通り使用できません。**

現行のマニフェストを使用して「水銀使用製品産業廃棄物」を処理委託する場合は裏面の【記入方法】をご参照下さい。

#### 水銀使用製品産業廃棄物の取扱いについて（追加される主な基準）

**「水銀使用製品産業廃棄物」とは環境省令で定められた、蛍光ランプ、HID ランプ等水銀使用製品が廃棄物となったもの。**

##### ■ 処理の委託

「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬／処分業許可業者に委託する。

##### ■ 委託契約書及びマニフェスト

産業廃棄物の種類(ガラスくず、金属くず等)欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を記載する。

##### ■ 保管場所

その他の物と混合するおそれがないように、仕切りを設ける(容器の使用)等必要な措置を講ずる。

掲示板の産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を明記する。

##### ■ 収集運搬時

破碎しないように取扱い、他の廃棄物と区分する(ドラム缶、専用容器等を使用)。

##### ■ 安定型最終処分場への埋立禁止

## 【記入方法】

### ① 産業廃棄物の種類

「04 ガラス・陶磁器くず」「06 金属くず」に○印を記入（数量は記載しない）

\*自治体によっては、「05 廃プラスチック類」等にも該当する場合がありますので確認すること

### ② 管理型品目欄

「17 石綿含有産業廃棄物」の下に「水銀使用製品産業廃棄物」を追記し、数量を記入  
\*文字の大きさは8ポイント(約3mm)以上必要なため2行使用

### ③ 形状

「1 固形状」に○印を記入

### ④ 荷姿

使用している容器に従い「3 ドラム缶」に○印、もしくは「専用容器」「段ボール箱」等を空欄に追記

### ⑤ 追加記載事項欄

具体名等を記入（例：蛍光ランプ ドラム缶 10個、専用コンテナ 2個）

#### 【記入例1】

産業廃棄物の種類 (単位:t, Kg, m <sup>3</sup> )								形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	①固形状	1バラ
01 コンクリートがら		07 混合 (安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石綿含有産業廃棄物		21 廃石綿等		2泥状	2コンテナ
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物		12 紙くず		水銀使用製品	2			3液状	③ドラム缶
03 その他がれき類				13 木くず		産業廃棄物					4袋
④ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							
⑤廃プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は総容量	2				
⑥金属くず				16 混合 (管理型含む)							

#### 追加記載事項

蛍光ランプ ドラム缶10個

#### 【記入例2】

産業廃棄物の種類 (単位:t, Kg, m <sup>3</sup> )								形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	①固形状	1バラ
01 コンクリートがら		07 混合 (安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石綿含有産業廃棄物		21 廃石綿等		2泥状	2コンテナ
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物		12 紙くず		水銀使用製品	2			3液状	3ドラム缶
03 その他がれき類				13 木くず		産業廃棄物					4袋
④ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							専用容器
⑤廃プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は総容量	2				
⑥金属くず				16 混合 (管理型含む)							

#### 追加記載事項

蛍光ランプ 専用コンテナ 2個

お問合せ先

建設マニフェスト販売センター

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館5階

TEL:03-3523-1630 FAX:03-3523-1639

HP/ <http://mani.gr.jp/>